

令和7年度 環境保全計画書

令和7年 6月 20日

DM三井製糖株式会社 神戸工場

1. 環境宣言
2. 環境保全に関する組織の現況
3. 重点取り組み目標・計画
4. 公害防止対策に係る計画
 - (1) 公害防止対策の目標及び目標値
 - (2) 公害防止対策の調査・測定計画
5. 地球温暖化防止対策に係る計画
 - (1) 令和7年度計画
6. 公害防止対策以外の環境保全に係る計画
 - (1) 令和7年度計画

＜基本理念＞

DM 三井製糖は、豊かな環境のもとで生育するサトウキビなど自然の恵みをベースに事業展開しております。この豊かな恵みが、将来にわたって享受できるよう環境との調和を図り、健全な自然を次世代に引き継ぎ、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

＜行動指針＞

1. 当社は、その全ての企業活動で地球環境に影響を与えていることを認識し、環境マネジメントシステムや環境保全施策を継続的に改善し、環境パフォーマンスの向上を図ります。
2. 環境関連法規・協定等を順守すると共に、必要に応じて自主管理基準を設定し、管理レベルの向上を図ります。
3. 原材料の調達から生産・物流・販売・消費・廃棄に至るすべての段階において、地球温暖化ガスの削減や廃棄物の削減・リサイクルを通じた環境負荷の低減に取り組みます。
4. 環境に配慮した商品開発や資源の有効活用に努めると共に、再生可能エネルギーの活用を図ります。
5. 環境教育を通じ、役職員の環境意識の向上を図り、環境と調和の取れたライフスタイルを志向するとともに、地域環境に貢献していきます。
6. 関係会社および資材の調達先等の取引先において、環境問題への取組みを促し、支援活動を図ります。
7. 企業活動による生物多様性への影響を認識し、保全に繋がる活動に取り組んでいきます。
8. 情報開示を促進し、企業市民として地域や社会との関わりを積極的に図ります。

2021年10月1改定

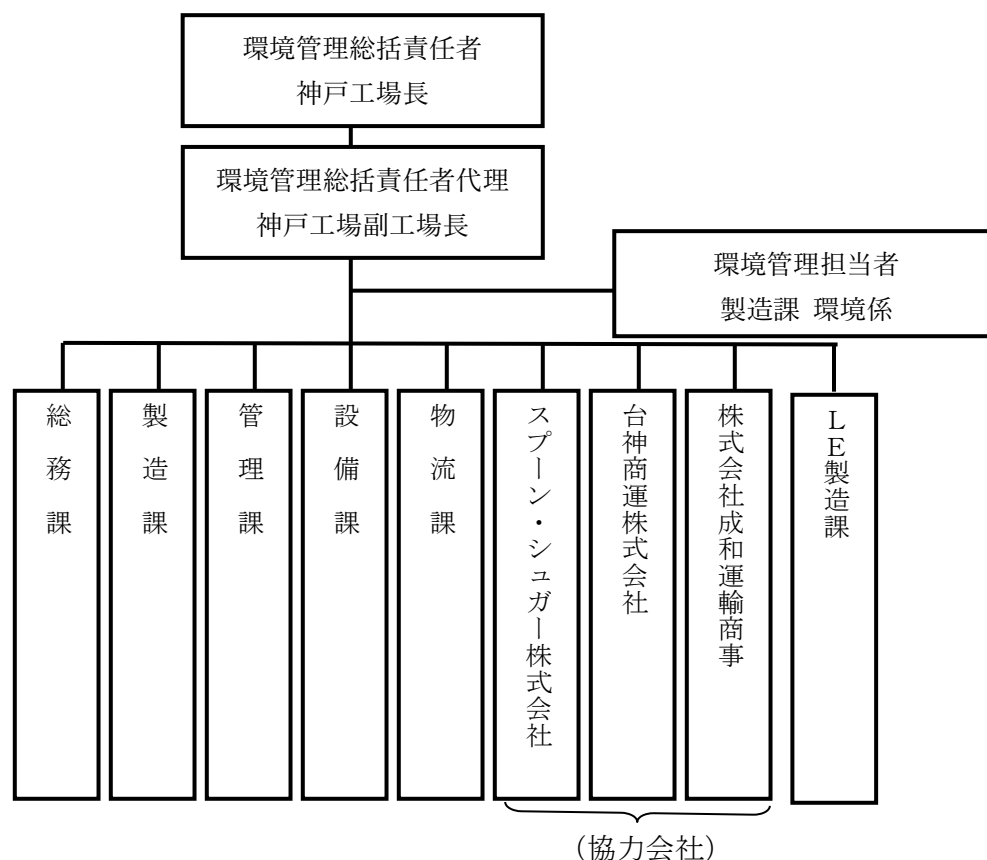
弊社の環境に関する活動はHPでご覧いただけます。

<https://www.msdm-hd.com/jp/>

2. 環境保全に関する組織の現況

当社、神戸工場における環境管理体制は図1のとおりである。

[図1 神戸工場環境管理体制]



3. 重点取り組み目標・項目

- (1) CO2原単位削減として、2015年度比CO2原単位の6%削減を目指す。
- (2) 資源の有効活用として、廃棄物再資源化率98%以上を目指す。
- (3) 環境貢献活動として、グリーン購入を購入費ベースで2024年度以上を目指す。
- (4) 従業員の環境意識高揚として、受験者年3名/年のeco検定受験者を目指す。

4. 公害防止対策に係る計画

(1) 公害防止対策の目標及び目標値

- ①「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。
- ②[別表1 有害物質項目]及び[別表2 生活環境項目]に記載する排出水の水質に係る目標値を遵守する。
- ③法的排出規制がない有害物質について、これらが発生する恐れのない原材料、副資材の使用に努める。
- ④海域の富栄養化対策に資するため、総量規制基準を遵守して汚濁負荷量の削減に努める。

⑤ 有害物質等による土壌汚染の未然防止に努める。

(2) 公害防止対策の調査・測定計画

- ① 間接冷却水の広域海域への排出状態に異常がないか確認する。
- ② [別表3 測定項目]により、遵守状況を確認する。
- ③ 「大気汚染防止法」、「令別表項番号11」 乾燥炉基準の基準値を遵守する。
- ④ [別表4 「令別表項番号11」 乾燥炉測定項目]により、遵守状況を確認する。

これらの結果を「環境保全報告書」に記載する。

なお、測定結果が法令基準値に適合しなかった場合には、不適合内容について関係行政機関に速報するとともに、適切な処置を講ずる。

5. 地球温暖化防止対策に係る計画

(1) 令和7年度計画

- ① [別表5 令和7年度地球温暖化防止に係る計画]のとおり。

DM三井製糖神戸工場 CO₂排出量（原単位） 2015年度比 6%以上削減

2015年度 排出量(原単位) 0.217t-CO₂/RST（排出量 実績）49,756t-CO₂

2025年度 排出量(原単位) 0.204t-CO₂/RST（排出量 目標値）46,771t-CO₂ 以下

* 弊社環境安全衛生目標に則り、CO₂排出量原単位を2015年度(0.217t-CO₂/RST)比6%以上削減とした。

2024年度 実績:15,011-CO₂ CO₂原単位実績: 0.101t-CO₂/RST

実績内訳

活動区分	使用燃料	使用量	係数tCO ₂ /kWh	CO ₂ 換算量 t-CO ₂
使用燃料	軽油	20.9KL	2.618 (tCO ₂ /KL)	54.7
	都市ガス 13A	803.89千m ³ 36,175GJ(熱量)	2.088 (tCO ₂ /千m ³)	1,678.5
	電気事業者から供給された電気の使用	関西電力 20,747千kWh	0.419 (tCO ₂ /千kWh)	8,693.0
熱供給業者から供給された熱の使用 (産業用蒸気) ※チップ考慮	蒸気	183,386(GJ)	0.025 (tCO ₂ /GJ)	4,584.6

※KUC: 甲南ユーティリティ(株)

DM三井製糖神戸工場 事業活動による環境への負荷量

2025年度 電力原単位目標値 対2024年度比 ▲1%以上

2025年度 蒸気原単位目標値 対2024年度比 ▲1%以上

6. 公害防止対策以外の環境保全に係る計画

(1) 令和7年度計画

- ① 別表6 令和7年度環境保全計画のとおり。

以上

[別表1] 排出水に係る水質目標値(有害物質項目)

項 目	目 標 値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.05ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン0.7ミリグラム
有機燐化合物	1リットルにつき0.7ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.35ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.35ミリグラム
総水銀	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム
シス-1,2-ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム
ほう素及びその化合物	1リットルにつき230ミリグラム
ふっ素及びその化合物	1リットルにつき15ミリグラム
アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素の合計量 1リットルにつき100ミリグラム

[別表2] 排出水に係る水質目標値(生活環境項目)

項 目	目 標 値	備 考	
		目標値の根拠	定期的測定
水素イオン濃度 (pH) 単位 水素指数	5.0以上9.0以下	法令基準値	○

化学的酸素要求量 (COD) 単位 1リットルにつきミリグラム	25	法令基準値	○
浮遊物質 (SS) 単位 1リットルにつきミリグラム	50	法令基準値	○
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量) 単位 1リットルにつきミリグラム	5	法令基準値	○
ノルマルヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量) 単位 1リットルにつきミリグラム	7	法令基準値	-
フェノール含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	5	法令基準値	-
クロム含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	2	法令基準値	-
溶解性鉄含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	10	法令基準値	-
溶解性マンガン含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	10	法令基準値	-
弗素含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	15	法令基準値	-
銅含有量単位 単位 1リットルにつきミリグラム	3	法令基準値	-
亜鉛含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	5	法令基準値	-
大腸菌群数 単位 1リットルにつきミリグラム	800※ ^①	法令基準値	-
窒素含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	120	法令基準値	○
燐含有量 単位 1リットルにつきミリグラム	16	法令基準値	○

① 大腸菌群の単位は、800CFU(コロニー形成単位)/mLとする。

[別表3] 排出水の汚濁状態測定項目

測定項目	測定頻度	測定箇所	測定法	備考
水素イオン濃度	1回/月	No.1 排水口 No.2 排水口	法令規定法 JIS K-0102 12.1	スポット測定
化学的酸素要求量	1回/月	No.1 排水口 No.2 排水口	法令規定法 JIS K-0102 17	スポット測定
浮遊物質	1回/月	No.1 排水口 No.2 排水口	法令規定法 昭46環告59付表8	スポット測定
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類含有量)	2回/年	No.1 排水口 No.2 排水口	法令規定法 昭49環告64付表5	スポット測定
窒素含有量	2回/年	No.1 排水口 No.2 排水口	法令規定法 JIS K-0102 45.2	スポット測定
燐含有量	2回/年	No.1 排水口 No.2 排水口	法令規定法 JIS K-0102 46.3	スポット測定

※ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)・窒素含有量・燐含有量は外部機関にて分析

[別表4] 「令別表項番号11」 乾燥炉測定項目

項目	目標値	備 考	
		目標値の根拠	定期的測定
ばいじん O ₂ 換算濃度 16% JIS Z 8808 円形ろ紙法	0.5g/Nm ³ 以下	法令基準値	○
硫黄酸化物 JIS K 0103 イオンクロマトグラフ法	1.68m ³ N/h以下	法令基準値	○
窒素酸化物 O ₂ 換算濃度 16% JIS K 0104 化学発行法	230ppm以下	法令基準値	○

※硫黄酸化物の計算

$$Q=K \times 10^{-3} \times He_2$$

K値 昭和47年1月6日から昭和49年3月31日までに設置されたものに該当のため 2.92
煙突の高さ 24m（笠付煙突は高さ補正なし）

$$2.92 \times 10^{-3} \times 24_2 = 1.68m^3N/h$$

[別表5] 令和7年度地球温暖化防止に係る計画

分 野	項 目	目 標
①二酸化炭素の削減対策	マイカー（四輪）通勤の抑制	完全許可制を継続
	二輪車通勤の許可制	完全許可制を継続
	アイドリング禁止の啓蒙	啓蒙活動の実施
	社有車にエコカー導入	社有車更新時に導入
	ノー残業デーの実施	1回／月
	オフィスの電力使用抑制	クールビズ・ウォームビズ実施
②二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減対策	該当なし	該当なし
③その他地球温暖化防止に寄与する対策	省エネルギーの推進	省エネ技術の調査検討
④従業員教育	ISO14001内部監査員研修	1人／年
	社内報等での啓発	社内報 1回／年以上 ポスターの掲示

[別表6] 令和7年度環境保全計画

分野	項目	目標
① 再生可能エネルギー導入の推進及び省エネルギー、省資源の推進	使用する燃料・電力のエネルギー使用量削減	使用蒸気の原油換算燃料量 2024 年度比 1%削減
		使用電力量減 2024 年度比 1%削減
		計装エアー配管・バルブメンテナンス励行
		休憩時 消灯の励行
	太陽光発電設備の稼働	安定稼働
②自動車対策	蒸気熱効率の維持	ドレントラップ・配管保温メンテナンス励行
	クリーンエネルギー自動車の導入(電気自動車・燃料自動車、ハイブリッド車等)	更新時検討
③プラスチックに係る資源循環等の推進	フォークリフトの電動化	更新時随時
	排出されるプラ(包装ポリ袋等)のリサイクル	委託処理場にて RPF(固形燃料)としてリサイクル
④廃棄物の適正処理と減量、リサイクル	廃棄物の再資源化率向上	再資源化率 98%
	ろ過ケーキの有効活用	再利用率 100%
	コピー用紙等の使用削減	2024 年度以下
	文房具・備品等のグリーン購入の実施	購入費ベースで 2024 年度以上
	古紙トイレットペーパーの購入	購入率 100%
	可燃物、不燃物、空き缶、再生紙等の分別回収	廃棄物毎の分別
	コピー用紙に再生紙購入	購入率 100%
	プリンターカートリッジ再利用	再利用率 100%
	⑤包装の合理化	過剰包装材料の削減 現状継続
⑥物流の合理化	混載配送の方面別の配送	可能な限り実施
	配送時のロット増やす	可能な限り実施
⑦環境に配慮した施設・設備の導入	省電力電灯の購入	可能な限り実施
⑧従業員教育の実施	eco 検定受験促進	受験者 3 名/年
⑨地域における環境保全 活動への参画	工場周辺の清掃活動	1 回/月